

別添 3

講演メモ（元． 1 1． 1 6） -税制・税務行政、地方創生に携わって-

[経済・社会の中での税制の役割]

○税制の役割

- ・ 財源調達
- ・ 所得再分配
- ・ 経済安定化

○財源調達

税制は、市場・民間企業に任せていては十分に供給されない（「フリーライダー問題」）公共サービス（防衛・警察・外交・医療・教育・基礎研究など）の供給のための財源を調達する最も基本的な手段

民主主義の下、国民により選択された水準の公共サービスを提供するために必要な費用を、国民の間で分かち合うもの

国民が選択する公共サービスの水準は国によって様々

*米国の公的医療、オバマケアの例

その提供に必要な財源を、各国とも所得・消費・資産等の税制の組合わせで支えている

(参考)・OECD 諸国の政府支出及び収入の比較

・ 税の現状

所得に対する税→所得税、法人税など

消費に対する税→消費税、酒税、たばこ税、揮発油（ガソリン）税など

資産等に対する税→相続税、贈与税など

・ 主要国の国民負担率の比較

○所得再分配

所得税や相続税の累進構造等を通じ、歳出における社会保障給付と相まって、市場経済によってもたらされる所得や資産の分配を、社会的に望ましい形に再配分

○経済安定化

- ・ 伝統的には、自動安定化機能（ビルトイン・スタビライザー）＝好況期に税収が増加、不況期に減少することを通じ、自動的に景気変動を小さくし経済を安定化
- ・ これに加えて、裁量的な財政政策（フィスカルポリシー）＝政府がその時々々の経済状況に対応して裁量的に政府の歳出・税制を変化させ、景気の安定化を

図る、不況期には、公債発行によって、財政支出を増やしたり、個人の消費、企業の投資の促進をねらって減税を行うことで、景気回復を図る考え、あり

○ 税収と財政赤字の推移

バブル崩壊後、税収は長く低迷 *平成2 - 4年税収見積りを担当

歳出と税収に差があれば、税外収入のほか、公債発行で賄うことになる
 特例公債発行が常態化したのは、第一次石油危機後の昭和50年度補正から
 バブル経済の好況でいったん平成2年度に特例公債依存から脱却するも
 阪神淡路大震災後の平成6年度補正で特例公債復活

*震災時、司法警察予算を担当(当時、オウム事件も発生)

その後、財政赤字は拡大、特例公債依存が継続、公債残高は累増

←平成2年度と比較すると、歳出面の要因はほとんど社会保障関係費の増(3倍)

○ この間の主要税目の動き・税収の推移

(これまでの税制改正の流れ)

- ・消費税の導入(3%、平成元年)、引上げ(3→5%、平成9年)(5→8%、平成26年)(8→10%、令和元年10月)のほか、
- ・所得税・相続税は累次の減税の後、近年は、控除の見直し等で再分配機能の一定の回復
- ・法人税は課税ベース(課税の対象となる範囲)の拡大を伴いつつ累次の税率引下げ

(税収の推移)

アジア通貨危機、国内金融システム問題(平成9年)、リーマン・ショック(平成20年)などの影響

[最近の経済・社会の変化と税制の在り方]

○ 経済・社会の一番の変化は、

- ・国内の少子高齢化の進展

(今のままでは50年後に人口は3分の2、高齢化率(65歳以上人口割合)は約4割、従来の働き手世代(20-64歳)は7千万人→4千万人台)

→ 社会保障給付増加、所得を稼ぐ働き手世代の減少

- ・国際的な金融・資産取引の拡大、ICT化→各国の規制や税制に敏感な「逃げ足の速い所得」の拡大

○消費税と所得税の特徴の活用・組み合わせ

*消費税は2回直接担当課を経験

税制全体で少子高齢化社会の社会保障給付増加を支える必要がある中で、消費税は、

- ・ 勤労世代だけでなく、広く社会の構成員が税負担を分かち合うことができる
 - ・ 勤労意欲や事業意欲に対して中立的
 - ・ 景気動向に伴う税収の変動が小さく、公的サービスの財源として安定的
- との諸点では所得税に比べてメリット、他方、
- ・ 所得水準に対する税負担の逆進性、

はデメリットとして残る

→今回の消費税引上げ（5→8%、8→10%）では、消費税の用途を社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化対策）に法律上も限定

逆進性も、給付とトータルで評価する必要

現在、国債で賄われている既存の社会保障費への充当分は財政再建にも寄与（参考）10%への引上げ分の用途（社会保障を全世代型に転換するべく、教育負担の軽減・子育て層支援等を追加）

加えて、今回（8→10%、令和元年10月）、諸外国の例も踏まえ、飲食良品・新聞への軽減税率を導入

所得税については、これまで累次の減税の後、再分配機能の一定の回復

人口減少の中でも、多様な働き方を可能とすることで労働供給を促進することが重要

→ICT化等による働き方の多様化を踏まえつつ、引き続き再分配機能の回復を図る必要

→・特定の働き方等にのみ適用される「所得計算上の控除」から、働き方等によらず広く適用される「人的控除」へのシフト

- ・ 高所得者ほど税負担軽減額の大きい現行の「所得控除方式」の見直し
- ・ 老後の生活に備えるための自助努力の支援

が課題（平成30年度改正で一部実施）

○相続税・贈与税

・相続税には、所得税の補完のほか、消費税のウエイトが増す中で、生涯で消費し尽くせず次世代に移転する資産にもバランスをとって負担を求める意味

社会保障が老後扶養を社会的に支え、高齢者の資産の維持・形成に寄与していることを踏まえ、遺産の社会還元の見直しも

→基礎控除の引下げ、税率構造の見直しによる強化（平成27年）

- ・従来の贈与税（暦年課税）は、年間110万円を超えると累進税率
 - ←贈与による相続税の回避を一般的に防ぐ機能
 - 少子高齢化で、高齢者層の資産の増大、「老老相続」による資産活用の不活発化のおそれ

→近年、贈与税を緩和して、生前贈与にインセンティブを与え、高齢者に集中する資産の早期活用を図る施策の展開

資産の移転時期に関わらず税負担の中立を実現することで、生前贈与の「円滑化」を図ったのが相続時精算課税

=選択制で、相続時に再度合算して再計算することを前提に、2500万円までの贈与は非課税、それを超えても一律20% *平成15年度改正で担当
その後、従来の暦年単位の贈与税について、住宅、教育資金、結婚・子育て資金に関する個別の非課税措置

←格差の固定化につながりかねない面あり、平成31年度は教育資金、結婚・子育て資金の措置につき、受贈者の所得要件設定など一部見直し

→相続税・贈与税全体を見直し、資産移転の時期に中立的な制度を構築することが改めて課題に

- ・キャッシュフローが伴わなくとも課税する資産税の特徴として、中小事業者の事業資産、農地等の負担の在り方は常に議論あり

少子高齢化で中小事業者の経営層の高齢化が限界に、事業承継が進まないと廃業が相次ぎ全国的に雇用の喪失が懸念される状況に

→10年間の時限措置として相続税・贈与税の100%納税猶予（平成30年度に中小企業の株式、平成31年度に個人事業者の事業用資産に拡大）

○法人税・国際課税

国際的な所得移転の容易化で、税制への影響が特に懸念されるのが法人税

*平成4-5年に担当

法人税の実質負担は課税ベースとセットで総合的に見る必要あるが、欧米でも、投資判断の際わかりやすい表面税率引下げを重視した改正の流れ

他方で、税を払わない欠損法人割合は、なお6割台

→課税ベースを拡大して法人課税をより広く負担を分かち合う構造に変革する
一方、「稼ぐ力」のある企業の成長を促す観点から、課税ベースの拡大とセットで23.2%、地方税を含め29.74%まで引き下げ（平成27、28年度）

国際的な投資交流は促進する一方で、租税回避に対応しわが国の課税権を確保するため、従来から様々な国際課税の制度

←外国子会社合算税制、移転価格税制は、それぞれ国際的な関連企業間でのペーパーカンパニー等の悪用、取引価格の操作、により、低税率国に所得移転を図ることを防ぐもの

加えて BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクト＝財務官を議長に OECD 租税委員会で日本が主導して立ち上げたもので、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことがないように、国際課税ルールを幅広く見直す取組み

経済の電子化に伴う国際課税上の問題（例えば従来、国内に PE (恒久的施設)がないと課税できないが、この概念で捉えきれないプラットフォームの問題)も今年、日本が G20 議長国として議論を主導

→6月8－9日 G20 財務大臣会合（於：福岡）では、

- ・市場国・ユーザー所在国で生み出された価値に着目し、これに見合った課税権を配分するルールの改定、

- ・軽課税国にある子会社に帰属する所得に親会社の国で最低税率まで課税したり、軽課税国にある関連企業への支払いを否認して支払会社の国で課税することで、全ての多国籍企業に最低限の税負担を確保するルールの導入、

への作業計画が示され、2020年中に国際合意を目指すことに

国税庁は、平成28年公表の「国際戦略トータルプラン」に基づき、BEPSを含め国際的な租税回避への対応体制を強化

→各種調書、個別の租税条約に、新たに設けられた海外の金融口座情報の自動的交換の制度 (CRS: Common Reporting Standard) なども加え、情報リソースの充実、グローバルネットワークの強化を活用

税務大学校も、OECD と連携した租税犯罪についての新たな国際研修の実施で関与、G20 会合では調印式

[税務行政の現状と将来像]

○以上の経済・社会の要請を受けた税の執行体制については、

*名古屋局、広島局、関東信越局に勤務

- ・申告納税制度を前提に、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することが使命
- ・納税者へのサービスと適正・公平な課税・徴収のための組織体制

- ・限られた定員の下、業務量は拡大
- ・e-Tax(電子申告)の利用促進等に注力
- ・今後は、納税者利便性の向上と調査・徴収の効率化・高度化に ICT・AI を最大限活用

[地方創生]

東京の出生率は全国で最低、他方、進学時、就職時を中心に人口流入が継続
→東京への人口集中はオールジャパンの人口減を加速、今後、急速に高齢化し
医療・介護需要が著増

人口減少、東京一極集中の問題を正面からとらえ、持続可能な地域づくりのため、新たな司令塔を設け、県・市町村とも連携して総合戦略を策定、計画的・継続的取組みを行うのが、「地方創生」

*昨年まで3年間、内閣府・内閣官房で地方創生を担当

地方にいい仕事を作り、ひとを呼び込み、まちの賑わいを取り戻す、「まち・ひと・しごと」の好循環を目指す

東京圏との人の出入りの数では地方中核都市から多く流出

(税制での支援)

- ・地方にしごとを作り、ひとを呼び込む民間へのインセンティブとして、4年前から、本社機能の東京23区からの移転(移転型)や、地域での拡充(拡充型)を行った企業に対し、オフィスへの減税や雇用者増に応じた減税を行う地方拠点強化税制を設けており、平成30年度も移転型を中心に強化
- ・地方公共団体の地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、通常の損金算入に加え上乗せして税を軽減する「企業版ふるさと納税」

(予算での支援)

- ・従来の「縦割り」事業を超え、地方公共団体の自主的・主体的な取組で先導的なものを、PDCAを前提に支援する、地方創生関係交付金
→豊橋市における活用事例
- ・東京23区の大学定員の抑制と地域の大学振興・若者雇用創出のための交付金(首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興と専門人材育成を行う優れた取組みに絞って支援)
- ・地方への移住による起業・就業者の創出等を推進交付金で支援
(最大300万円)

←就業支援の前提となるマッチング支援は、官民連携による情報提供

(人材・情報面の支援)

- ・ プロフェッショナル人材事業 (プロ人材の地方還流を実現するため、各道府県に戦略拠点を設置、マネージャーが地域企業の人材の潜在需要を発掘)
→すでに5,800件の成約実績、地域金融機関等の協力の下、さらに強化を検討
(地域金融機関にはリスク性資金供給を含め多くを期待、取組状況の毎年のモニタリング、担当大臣による表彰制度もあり、取組みは継続的に前進
→西尾信用金庫の表彰例)
- ・ 地方創生の実践的カリキュラムをe-ラーニングで提供するカレッジ事業

総合戦略は来年度から第二期へ

- ・ まち、ひと、しごと、結婚・出産・子育ての4つの基本目標は維持しつつ強化
- ・ 「関係人口」の創出・拡大、Society5.0、SDGs等の新しい時代の流れを力に、人材育成、NPO・企業との協働、誰もが活躍できる地域社会、地域経営の視点
- ・ 2020年度における各分野の主要な取組
(例) スポーツ・健康まちづくり、交流を支え、生み出す地域づくり